

社民党仙台市議団NEWS

特集 新型コロナウイルス対策支援一覧

〒980-8671
 仙台市青葉区国分町 3-7-1
 仙台市議会議会内 社民党仙台市議団
 TEL 214-8717 FAX 711-3453
 ✉ sdp.sendai@pc.email.ne.jp



社民党仙台市議団は郡市長に対し、3月12日新型コロナウイルス感染症対応に
 して、いのちと健康、暮らしを守る19項目の申し入れをしました。

辻 隆一 (宮城野区) 石川けんじ (泉区) 小山 勇明 (太白区)
 ひぐちのりこ (青葉区) いのまた由美 (太白区)



個人・家族向けの支援

新型コロナウイルス感染症関連、個人情報等を聞き出すとすると不審な電話が来た際は、質問には答えず必ず一旦電話を切ってください。消費者ホットライン 高番なしの188 警察相談専用電話 #9110

このような方が対象	受けられる支援等の内容	申請方法・問い合わせ先
すべての市民 国籍を問わず4月27日時点で住民基本台帳に記載されたすべての人 親族等からの暴力等を理由に避難している方(無戸籍の方、未成年の方も含む申請可)	☆特別定額給付金 一人一律10万円 給付 ※マイナンバーカードがなくても郵送での申請ができます。 特別定額給付金専用ダイヤル (コールセンター) 302-6434 親族等からの暴力等を理由に避難している方 市民生活課 214-1344 ※親族等からの暴力等を理由に避難している方も避難先自治体で申請可能	申請方法・問い合わせ先
子育て世帯 (2020年4月分の児童手当を受給する世帯)	☆子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当に上乗せ支給 1万円×お子さんの数	申請方法・問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症に感染または発熱など感染が疑われた場合、その療養のために働くことができず、国民健康保険または後期高齢者医療被保険者の方	☆傷病手当金 直近の3か月間の給与と収入の割合を就労日数で除した金額	申請方法・問い合わせ先

給付等を受け取る

このような方が対象	受けられる支援等の内容	申請方法・問い合わせ先
仙台市水道局と契約がある方	水道料金・下水道使用料の減免 (7~8月の2カ月分の基本料金が減免) 水道料金・下水道使用料の支払延長 仙台市ガス料金の支払期限の延長(2月~5月検針分のみ)について、支払期限を1カ月間延長)	申請方法・問い合わせ先
収入が減少した方、支払いが困難な方	市営住宅家賃の分割納付、納付猶予	申請方法・問い合わせ先
住民税非課税世帯または準ずる世帯の大学生、専門学校生	授業料の減免後、奨学金給付	申請方法・問い合わせ先

公共料金等の支払い

このような方が対象	受けられる支援等の内容	申請方法・問い合わせ先
2020年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した方	○市県民税・固定資産税などほぼすべての納税について、とりあえず3ヶ月の猶予期間(最大1年間の猶予可) ○既に納期限が過ぎて未納となっている分(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡って特例制度の利用可	申請方法・問い合わせ先
収入が減少した方、支払いが困難な方	国民健康保険料、後期高齢者医療制度及び介護保険料の減額および支払い延長 国民年金保険料の免除や支払い延長	申請方法・問い合わせ先

公共料金等の支払い

このような方が対象	受けられる支援等の内容	申請方法・問い合わせ先
休業等により収入の減少があり貸付を必要とする世帯	☆緊急小口資金(貸付) 少額の費用を貸付、貸付上限:10万円以内(20万円の特別あり) 無利子、保証人不要、償還期間2年以内 ☆総合支援資金(貸付) 収入の減少や失業対象2人以上世帯 月20万円以内(単身 月15万円以内原則) 3月以内の生活費用を貸付。無利子保証人不要、償還期間10年以内	申請方法・問い合わせ先
失業して収入がなくなった方	☆住居確保給付金 収入が減少し家賃の支払いにお困りの方	申請方法・問い合わせ先
収入が減少し家賃の支払いにお困りの方	☆生活保護 あらゆる手を尽くしても生活維持が困難な方	申請方法・問い合わせ先

生活費の確保

電話で受付 → 申込書等を郵送
仙台市社会福祉協議会 (7月末日まで)
 070-1398-1681 / 070-3105-3485
 080-9190-5476 / 090-6088-4507
 080-9190-2546 / 080-7998-2206
 080-4478-5025 / 090-6071-5795

事業者および非営利法人(NPO法人等)、フリーランスの方等への支援

売上・事業収益補償

このようの方が対象	受けられる支援等の内容	申請方法・問い合わせ先
中小企業・小規模事業者で 売上が前年同月比で 50%以上減少している方 非営利法人で事業収益が 減少している団体	☆ 持続化給付金 固定費の一部を支援 (100万円以内/法人は200万円以内) ※売上・事業収益を前年同月と比較できない 非営利団体、フリーランスの方は要相談 フリーランス等利用可	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 持続化給付金申請 事前相談専用窓口 直通番号 0570-015-078
中小法人・個人事業者で 事業収入が前年同月比 で50%以上減少している 月がある方	☆ 地域産業支援金 1事業者あたり20万円給付 フリーランス等利用可	問い合わせ (7月15日まで) 申請書作成支援特別窓口 (予約制) 0570-085894
県の要請で休業、時間 短縮をした事業者 ※4月25日～5月6日の 全期間、全施設で実施	☆ 持続化給付金 ○40万円 (1施設)給付 ○80万円 (市内に2施設以上) 給付	問い合わせ (6月15日まで) 申請書作成支援特別窓口 (予約制) 0570-085894

減免・猶予

このようの方が対象	受けられる支援等の内容	申請方法・問い合わせ先
税金の支払いが困難な 事業者	事業にかかると各種税金の減免 法人市民税・事業所税・固定資産税等	青葉区 (北徴収課) 214-8152 泉区 (北徴収課) 214-5027 宮城野区、若林区 (南徴収課) 214-8153 太白区 (南徴収課) 214-8154 仙台市外 (徴収対策課) 214-8661
社会保険料の支払いが 困難な事業者等	労働保険料の猶予 健康保険料、厚生年金保険料の猶予	宮城労働局労働保険徴収課 299-8842 各年金事務所 (表面参照)

休業の支援

このようの方が対象	受けられる支援等の内容	申請方法・問い合わせ先
従業員に給与を支払い 休業させた事業主の方	☆ 雇用調整助成金 売上が1ヶ月5%以上低下した雇用保 険適用の企業 雇用の維持を図るため の休業手当に替った費用を助成 中小4/5 大企業3/4 日額1人8,330円上限	宮城労働局職業対策課助成金部門 299-8063 仙台市産業振興事業団 (社会保険労務士がアドバイザーを行う相談窓口を開設) 724-1116 で予約
自宅で子どもを見る従業員に 有給休暇を取得させた 事業主の方	☆ 小学校休業等対応助成金 労働者に休暇を取得させた事業者向け の助成金。金額休業相償した企業 日額1人8,330円上限	申請書類を郵送 (簡易書留等) 申請期間 9月30日まで 学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999
学校休業や幼児の家庭保育 をすすめるために仕事を休ん だ個人で仕事をすすめる方	☆ 小学校休業等対応助成金 2月27日～6月30日間で約束した仕事が できなかった日 (学校の休業等の期間を除く) 1日につき4,100円 (定額) フリーランス等利用可	宮城労働局職業安定部 299-8603
会社の都合で 仕事を休んだ方	☆ 休業手当 事業者は労働者に休業期間中平均賃金 の6割以上支払う義務がある	

その他融資等

中小企業 個人事業主 への融資	☆ 宮城県新型コロナウイルス 感染症対応資金 融資限度額:3000万円 利率:年1.3% ※利子は最大当初3年間分を全額補給	宮城県経済工商観光部商工金融課 (商工金融班) 211-2744
宅配事業やテイクアウト 事業などの魅力を発 信する商店街	☆ 商店街魅力向上支援事業 上限50万円 (助成対象経費合計額の2/3以内)	申請書類等を提出 地域産業支援課 214-1001
市内の診療所又は薬局 の開設者	オンライン診療又はオンライン服薬 指導を行うための費用 (補助率 対象経費の1/2)	まちづくり政策局プロジェクト推進課 214-1254
生活衛生関係 (旅館、飲食、理容店等) 売上高5%減少	生活衛生新型コロナウイルス 感染症特別貸付 融資限度額6000万円 無担保	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 222-5173

国・県・市の支援策をまとめましたのでご活用ください。(5月25日現在 今後、変更・更新される場合があります)

おもな相談窓口電話 (仙台市オフィシャルHPなどより抜粋)

【新型コロナウイルス感染症】

仙台市・宮城県 健康相談窓口 211-3883 / 211-2882 / FAX 211-3192

【労働関係】

東北労働相談ホットライン 261-5555 (水曜日15～19時)

連合宮城 0120-154-052

NPO法人 POSSE (ポッセ) 022-302-3349 (平日17～21時、土日祝13～17時、水曜日定休)

【生活支援関係】

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてつぷ」 395-8865 (9～16時 / 土日祝を除く)

東北生活保護利用支援ネットワーク 721-7011 (月・水・金 13～16時、祝日休業)

滞納している税金・奨学金の相談 宮城あおぼの会 711-6225 (月・水・金 13～16時)

住まいの相談NPO法人フアンファミリー 398-9854 (9～18時)

【外国籍の住民の方の窓口】

仙台多文化共生センター / Sendai Multicultural Center 224-1919 (9～17時)

【DV・虐待等】

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター「よりそいホットライン」 0120-279-226

NPO法人 ハーティ仙台 274-1885 (月～金 13時30分～16時30分 第1～第4火 18時30分～21時)

キャブネット・みやぎ事務局 265-8866 (子ども虐待)

【仙台市および各区役所(代表)】

仙台市役所 261-1111

宮城野区役所 291-2111

秋保総合支所 399-2111

青葉区役所 225-7211

若林区役所 282-1111

泉区役所 372-3111

宮城総合支所 392-2111

太白区役所 247-1111